

令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しに関するQ&A

国税庁は、「申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しに関するQ&A」を更新しました。新たな設問の追加はなく、令和7年1月からの収受日付印の廃止を踏まえ、合計6問の回答が公表されておりますので、ご紹介させていただきます。当分の間は柔軟な対応になると思われませんが、制度の開始前にご確認していただきたいと思っております。

～令和7年1月からの収受日付印における当分の間の対応～

＜窓口対応の場合＞ 税務署等の窓口で収受日付印に控えを希望した場合に、申告書等を収受した「日付」や「税務署名」が記載されたリーフレットを交付

＜郵送等対応の場合＞ 申告書等提出の際に、「返信用封筒」及び「申告書等の控え」を同封した場合に、「日付」や「税務署名が記載されたリーフレットを同封して返送。

問 一般の見直しの趣旨を教えてください。

〔答〕国税庁においては、政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）等を踏まえ、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政のDX）を進めているところです。令和4年度のe-Tax利用率は、所得税申告で65.7%、法人税申告で91.1%に達しており、今後もe-Taxの利用拡大が更に見込まれるほか、「申告書等情報取得サービス」などのDXの取組の進捗も踏まえ、国税に関する手続等の見直しの一環として、令和7年1月から書面で提出された申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないことといたしました。

問 なぜ、令和7年1月から取扱いを見直すこととしたのか。

〔答〕十分な周知期間を確保し、納税者の方や関係機関の方々に対して丁寧な周知・広報を行う必要があることを踏まえて、令和7年1月から取扱いを見直すこととしました。令和7年1月までの間、丁寧な周知・広報に努めてまいります。

問 納税者等が申告書等を提出した事実を確認したい場合はどのようにすればよいか。

〔答〕e-Taxを利用して申告書等を提出している場合は、メッセージボックスに格納された受信通知により確認することが可能です。書面で申告した場合であっても所得税の申告書等については、オンライン申請による「申告書等情報取得サービス」や「保有個人情報の開示請求」、「納税証明書の交付請求」により確認することも可能です。なお、申告書等の控えへの収受日付印の押なつは行いませんが、申告内容等の事後の確認などのため、必要に応じてご自身で、控えの作成及び保有をしていただきますようお願いいたします。オンラインを利用しない場合であっても、従来どおり、税務署において「保有個人情報の開示請求」、「申告書等の閲覧サービス」、「納税証明書の交付請求」といった手段により確認することも可能です。また、令和7年1月以降、当分の間の対応として、窓口で交付する「リーフレット」（一般の見直しの内容と申告書等の提出事実等の確認方法をご案内するもの）に申告書等を収受した「日付」や「税務署名」を記載したものを、希望者にお渡しいたします。郵送等により申告書等を提出する際に、「返信用封筒」と「申告書等の控え」を同封された方に対しても、窓口での収受の場合と同様、当分の間の対応として、日付・税務署名を記載したリーフレットを同封して返送いたします。仮に、申告書等を提出したにもかかわらず、税務署等から、「申告書等が提出されていないのではないか」といった問合せがあった場合などには、納付状況や他の証拠書類を確認しつつ、税理士及び納税者の方からの聞き取りなどを行った上で、そのリーフレットと申告書等の控えなどを確認させていただくことで、原則として、その日に税務署に来署し、申告書等を提出されたものとして取り扱います。

問 金融機関や行政機関等から収受日付印の押なつされた控えを求められる場合がある。

〔答〕国税当局から、金融機関や補助金・助成金などを担当する行政機関などに対して、一般の見直しについては事前に説明を行っております。とりわけ、令和7年1月以降は、各種の事務において収受日付印の押なつされた申告書等の控えを求めないようお願いしてきております。今後も、令和7年1月までの間、丁寧な周知・広報に努めてまいります。なお、令和7年1月以降においても、収受日付印の押なつされた控えの提出を求める各種の機関を把握した場合、国税当局から個別に説明を行う予定です。

問 申請書等の取下書や充当申出書などをe-Taxで提出したいので、できるようにしてほしい。

〔答〕「充当申出書」については、令和6年1月から、PDF形式で提出する「イメージデータで送信可能な手続」の対象手続に追加しました。「取下書」など現在e-Taxで提出できない他の手続についても、e-Taxで提出できるように検討しています。

問 収受日付印を押なつした控えで確認しなくてもいいように、e-Taxのマイページの充実を図ってほしい。

〔答〕e-Taxでは、「本人（法人）情報」や申告の参考となる「各税目に関する情報」について、納税者本人が確認することができる「マイページ」を提供しており「申告の種類」（青色申告か白色申告か）や「簡易課税制度選択届出の適用状況」などを確認することができます。今後、「マイページ」を税理士が参照できるようにするほか、表示する情報の拡大などを検討しています。